

除去土壌の県外最終処分に向けて

～2045年までの最終処分完了は国の責務です～



福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による人の健康や生活環境への影響を速やかに低減するため、多くの地域で除染が行われました。除染によって発生した県内の除去土壌や廃棄物は、県内各地の仮置場などから、国が大熊町・双葉町に設置、管理している中間貯蔵施設へ輸送され、搬入開始から30年後となる2045年3月までに、県外で最終処分を完了することが国の責務として法律^{※1}に定められています。

※1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）[第3条第2項]

国は…中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。

附帯決議

…福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は最終処分地の選定を検討し、除去土壌等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成する…。



【表紙写真】大熊町側から見た中間貯蔵施設の航空写真（環境省提供）

中間貯蔵施設は、中央に見える福島第一原子力発電所を取り囲む形で整備され、その区域面積は約1,600haと広大であり、8工区ある土壌貯蔵施設には約1,400万㎡（東京ドームの容積の約11倍）もの大量の除去土壌が保管されています。

福島県

中間貯蔵施設受入れの経緯について

東日本大震災から約半年経過した2011年の夏以降、県内の除染で発生した土壌をどのように処分するかが大きな課題となっていました。その年の10月、国が「中間貯蔵施設等の基本的考え方」を示し、国、県、双葉郡町村などによる協議が開始されました。その後、慎重な検討と地域住民への説明等が重ねられ、2014年9月以降順次、県、大熊町及び双葉町が施設の建設を受入れました。この受入れにあたり、県として県外最終処分の法律による規定を国に対し求め、同年11月にその内容を国の責務として規定した法案が成立しました。

この施設の受入れに際し、地元の大熊町・双葉町の方々には大変重い決断をしていただきました。

除去土壌等の県外最終処分は大熊町・双葉町の方々を始め、福島県民と国との約束であり、必ず実現しなければならない、日本全体の問題です。

このことについて、大熊町の吉田町長、双葉町の伊澤町長は次のように語っています。



大熊町
吉田 淳 町長

中間貯蔵施設には、町内でもさまざまな意見があったが、苦渋の判断をして受入れた。土地を提供した地権者の方々の協力で、福島県内の環境の再生が進んでいることを知っていただきたい。



双葉町
伊澤 史朗 町長

復興のためとはいえ、町で中間貯蔵施設を受入れるという判断は容易ではなかった。福島県全域で除染作業や復興が進んだのは、土地を提供した町民の皆様による協力の賜物だ。

※対話フォーラムにおけるビデオメッセージより

県外最終処分に向けた国の取組

国では2016年に策定した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」で概ね以下のようなロードマップを示しています。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略及び工程表の概要

2015年～2024年度までの取組

- ① 除去土壌等の減容・再生利用に係る技術の開発
- ② 安全・安心に対する全国民的な理解の醸成
- ③ 可能な分野から順次、土壌の再生利用を実現
- ④ 最終処分場の構造など技術的な選択肢を提示

2025年度～2045年までの取組

- 最終処分地に係る調査検討・調整
- 最終処分地の整備
- 最終処分地への搬入等を順次実施

国の取組状況

- ① 各種実証事業等を通じて技術開発を行い、減容・再生利用に関する一定の技術的知見が蓄積されています。
👉 東日本大震災からの環境再生ポータルサイト (4ページ参照) ⇒ 最終処分に向けた取組
- ② 全国各地での対話フォーラムや現地視察会等を実施中です。
👉 「福島、その先の環境へ。」 (4ページ参照)
- ③ 飯館村長泥地区での実証事業等を実施中です。
👉 東日本大震災からの環境再生ポータルサイト (4ページ参照) ⇒ 飯館村長泥地区の実証事業
- ④ 2024年度までに、いくつかの技術的選択肢を提示する予定です。



減容化技術の開発 (例: 分級処理)



放射性セシウムが粒度の細かい土壌に付着しやすい性質を利用して、除去土壌を写真の機械で粒径別にふるい分けることにより、放射能濃度の高いシルトや粘土と濃度の低い礫や砂に分離する技術。

理解醸成活動 (第5回対話フォーラム)



(環境省HPより)

県外最終処分に関する福島県の考え

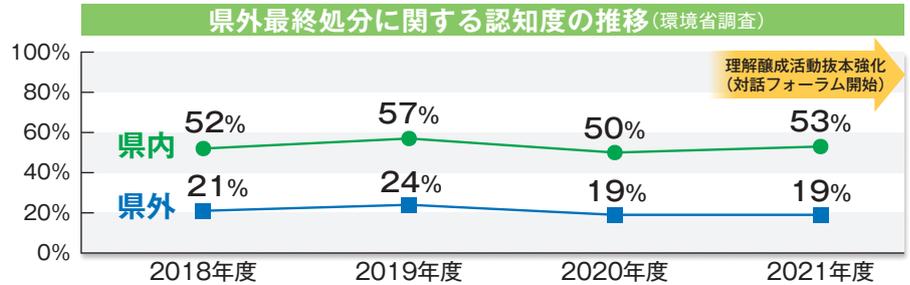
県の問題認識

現在までに除去土壌の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了（帰還困難区域を除く）したことから、県外最終処分に向けた取組を更に加速すべき新たなステージとなっています。

■全国的な理解醸成を更に進める必要性があります。

○県外最終処分にかかる認知度 ⇨ **県内：約5割、県外：約2割**

国は、2021年度から対話フォーラム等の取組を進めていますが、認知度は向上しておらず、更なる取組が求められています。



○最終処分場のイメージなど、分かりやすい情報を提示する必要があります。

対話フォーラム等での理解醸成を図るためには、議論の前提となる最終処分場がどのようなものかイメージを明らかにする必要があります。

■最終処分地選定等にかかる具体的方針・工程を早期に提示すべきです。

○候補地の選定プロセス※は、県外最終処分を進めるうえで最大の課題であり、候補地決定までは**多くの困難が伴い、相当の期間を要するもの**と考えられます。

※「候補地の選定プロセス」とは、選定のための制度設計や候補地との個別調整等を指しています。

○国は、2025年度以降に最終処分地に係る調査検討・調整を始めるとしており、期限が2045年までと決まっている中で、最終処分場の建設や除去土壌等の輸送、中間貯蔵施設エリアの原状回復等に、一定の期間が必要であることから、**候補地の選定プロセスにかける時間的余裕はあまりないと**考えます。

最終処分地選定等にかかる具体的方針・工程を早期に提示し、「候補地の選定プロセス」にできるだけ早く取り組む必要があります。

■県の取組「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」（2022年6月10日）

県では県外最終処分の確実な実施に向け、その取組を加速するよう国に対しあらゆる機会を捉えて求めていきます。

全国的な理解醸成

国の責務である除去土壌等の県外最終処分に向け、全国的な理解醸成活動を更に推進すること。

また、理解醸成に当たっては、最終処分場のイメージなど、分かりやすい情報を提供するとともに、達成度を測り効果を検証しながら改善を重ね、その取組を充実させること。

県外最終処分に向けた取組の加速化

2045年までの県外最終処分について、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を早期に明示し、県民及び国民の目に見える形で取組を進めること。



内堀知事から山口環境大臣（当時）に直接要望しました。

参考 中間貯蔵施設のこれまでの経過

年 月	経 過
2011年 3月	東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故が発生
2011年10月	国が中間貯蔵施設等の基本的考え方を公表
⋮	～国・県・双葉郡町村で協議継続～
2014年 9月	県が中間貯蔵施設の建設受入れを容認(大熊町は同年12月、双葉町は2015年1月に容認)し、国に対し、搬入受入れに当たっての5項目の確認事項を申入れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外最終処分 of 法案成立 ・ 中間貯蔵施設等に係る自由度の高い交付金の予算化 ・ 国による輸送ルート of 維持管理等及び周辺対策 of 明確化 ・ 施設及び輸送に関する安全性 ・ 県及び大熊町・双葉町との安全協定案 of 合意
2014年12月	県外最終処分 of 法制化等を盛り込んだ「日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)」の改正法(中間貯蔵・環境安全事業株式会社法)が施行
2015年 3月	前年9月の申入れに対する国の回答を確認後、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が開始(3月13日) <p>⇒この日を起点として、30年後までに県外最終処分を完了(2045年3月12日まで)</p>
2016年 4月	国において中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略及び工程表を策定(2024年度までの戦略目標)(2019年3月 見直し)
(2016～2021年度)	県内各地から除去土壌等の輸送を実施 <p>※2019年度は、約400万³m輸送(最大で大型ダンプ延べ約3,000台/日)</p>
2021年 5月	国が全国的な理解醸成活動を本格化(対話フォーラム等の開始)
2022年 3月	帰還困難区域のものを除き、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了

Check!

さらに詳しい情報は、こちらをご覧ください

● 東日本大震災からの
環境再生ポータルサイト



● 環境省中間貯蔵施設
情報サイト



● 「福島、その先の環境へ。」



● 福島県復興情報
ポータルサイト
……「ふくしま復興ステーション」
⇒「放射線と除染」



発行：福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁 西庁舎10階)
TEL:024-521-7276 FAX:024-521-7984

メールアドレス：
chukanchozoutaisaku@pref.fukushima.lg.jp
ホームページアドレス：
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045d/

